

件名	松前町保育の利用の調整及び保育措置に関する規則の一部を改正する規則
主管課	福祉課
関係課	
改正対象	松前町保育の利用の調整及び保育措置に関する規則（平成27年松前町規則第21号）
根拠法令等	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）
<p>制定（改正）理由</p> <p>子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に伴う改正で、「子育てのための施設等利用給付」制度が創設された。保護者は、この制度により市町村から支給される施設等利用費を子どもが利用する施設・事業の利用料の支払に充てることで、利用料の無償化を実現するものである。</p> <p>市町村において、従来から「子どものための教育・保育給付」の認定により施設型給付費の支給を行っており、それに加え、今後は、「子育てのための施設等利用給付」の認定も同様に行っていく必要がある。</p> <p>今回創設された「子育てのための施設等利用給付」の認定と、従来の「子どものための教育・保育給付」の認定とを区別するため、子ども・子育て支援法中の「子どものための教育・保育給付」の認定に係る用語が変更された。</p> <p>これらのことを踏まえ、所要の改正を行うもの。</p>	
<p>制定（改正）の主な内容</p> <p>法改正により新たに設けられた用語に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「支給認定保護者」 → 「教育・保育給付認定保護者」 ・「支給認定子ども」 → 「教育・保育給付認定子ども」 ・「支給認定申請等」 → 「教育・保育給付認定申請等」 	
施行日	公布の日
【その他参考事項】	